様式第２号

宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書

令和　　年　　月　　日

　　国 立 大 学 法 人 徳 島 大 学 長　　殿

現住所[宿舎名・戸番]

所属部課名

職名

フリガナ

氏　　　　　　　　名

　下記記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め宿舎の使用については，規則の規定及び指示に反しないことを確約します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自動車の車名 |  | 自動車登録番号 |  |
| 自動車の所有者 | （本人との続柄） |
| 自動車の使用者 | （本人との続柄） |

|  |
| --- |
|  |

宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書

　　令和　　年　　月　　日

　上記の者に対し，下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。

記

１　宿　舎

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 宿舎名 |  | 棟・戸番号 | 棟　　　　　　号 |
| 種類 |  |
| 指定保管場所 |  | 専用開始日 | 令和　 年　 月 　日 |
| 保管場所に係る宿舎使用料月額 |  |
| 備　　　　　　　　　　　　考 | 裏面の貸与の条件参照 |

（裏面）

 ２　貸与の条件

(1) 被貸与者（宿舎の貸与を受けている者をいう。以下同じ。）は，善良な管理者の注意をもって宿舎（自動車の保管場所を含む。以下同じ。）を使用しなければならない。

(2)　被貸与者は，宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け，若しくは住居の用以外の用に供し，又は承認を受けないで改造，模様替その他の工事を行ってはならない。

(3)　被貸与者は，その責に帰すべき事由により宿舎を滅失，損傷し，又は汚損したときは遅滞なく，これを原状に回復し，修繕に要する費用を負担し，又はその損害を賠償しなければならない。ただし，その滅失，損害又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には，この限りではない。

(4)　宿舎の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は，その該当することとなった日から２０日以内に宿舎を明け渡さなければならない。

イ　職員でなくなったとき。

ロ　死亡したとき。

ハ　本学において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。

(5)　被貸与者は，本学が工事等宿舎の維持管理のため，一時的に自動車の保管場所の明渡しを請求した場合には，これに従わなければならない。

(6) 被貸与者が宿舎を明け渡す場合には，明け渡す日の１０日前までに明け渡す日を届け出るとともに，宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし，やむを得ないときは，この限りではない。

(7)　被貸与者は，その使用する自動車の車名・形式・登録番号等について変更が生じた場合には，すみやかに宿舎担当者へ届け出なければならない。

(8)　宿舎の維持管理の必要に基づいて，大学において宿舎の内外を調査するときは，被貸与者は正当な事由なくこれを拒んではならない。

(9)　宿舎内における盗難，損傷等の事故により，被貸与者が受けた損害については，本学は一切その責任は負わない。

(10)　上記のほか，被貸与者は宿舎の使用についての指示に反してはならない。